

建築審査課の窓口相談を変更します

～建築確認のご相談は指定確認検査機関へ～

来年度から（平成 26 年 3 月 3 日から先行開始）、横浜市建築審査課の窓口相談業務を、迅速で的確な対応が行えるよう次のとおり変更します。

今後は、「指定確認検査機関から建築審査課にご相談いただく」という原則を徹底するとともに、窓口相談を予約制とし、お受けしたご相談に対しては、充実を図りたいと考えております。

なお、指定確認検査機関へ申請する設計者の方は、当該指定確認検査機関へご相談ください。従来のように、直接設計者の方からのご相談は、お受けすることができません。ご注意ください。

1 建築審査課の窓口相談の対象

以下の窓口相談について対応いたします。電話で日時を予約の上、ご来庁ください。

(1) 指定確認検査機関からのご相談

指定確認検査機関の方は、判断に苦慮するご相談を受けた場合、当該指定確認検査機関のご担当者様が直接本市へご相談ください。設計者の方を本市へご案内いただいてもお受けすることができません。ご注意ください。

(2) 仮設許可・仮使用承認・駐車場条例の届出・計画通知等本市に申請等をする案件のご相談

当該申請等のご相談は、予約制に変更しますが、受付、修正、受取は、従来どおりです。修正や受取の際は、従来どおり、直接担当者と日時を調整の上、ご来庁ください。

(3) 建築確認申請を伴わない案件で、専門的判断を要するご相談

不動産取引上必要な情報収集及び建築設計業務に関わる各種法令の内容や手続きにつきましては、所管が複数の課に分かれております。まずは窓口相談予約のお電話の前に、（裏面）「物件調査・相談に関するお知らせ」のフローに従って調査してください。その上で、建築基準法令の解釈等専門的な判断が必要な場合は、電話でご相談の予約をしてください。

2 窓口相談・電話予約の体制

上記 1 (1)～(3) に該当するご相談について、電話で予約を受け付けます。

(1) 開始時期 平成 26 年 4 月 1 日（火）

3 月 3 日（月）より先行開始します。

(2) 担当部署 建築審査課各係

下記の問合せ先をご参照ください。

(3) 窓口相談時間 平日 9 時から 12 時

時間は 1 回 30 分とします。

(4) 電話予約受付時間

平日：8 時 45 分から 17 時 15 分

（12 時から 13 時を除く）

※ 詳細は、横浜市ホームページ

ホームページを随時更新しますので、相談予約の前に内容を再度ご確認ください。

※ 他の課へのご相談は従来どおりです。

窓口相談の流れ

【手順 1】 相談日時の電話予約 ☎

【手順 2】 「建築確認申請等相談票」と添付資料を E メール等で提出 ✉

【手順 3】 予約日時に来庁、相談

【手順 4】 横浜市から相談者へ口頭で回答

建築確認に関する相談

検索

3 問合せ先

所在地 〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 5 6 番地 1 JN ビル 7 階

担当部署		電話番号
建築局 建築審査課	審査検査係	045-210-9930（中、南、港南、磯子、金沢、旭、戸塚、栄、泉、瀬谷）
		045-210-9857（鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷、港北、緑、青葉、都筑）
	構造係	045-210-9859
	設備係	045-210-9931
	建築安全係	045-210-9851

（裏面有）

物件調査・相談に関するお知らせ

不動産取引上必要な情報収集および建築設計業務に関わる各種法令の内容や手続きにつきましては、以下のフローに従って、調査して頂きますようお願いいたします。

① まずは横浜市ホームページをご活用ください。

 < 建築確認に関する相談について >

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/center/kenchiku/news/soudan2013.html>

建築確認に関する相談

 検索

- ・ [重要事項説明書](#)
(法令上の制限等の調査方法、窓口案内です)
- ・ [建築・開発等の窓口案内【手続・フロー】](#)
(建築や開発等をおこなうときに必要となる主な手続きの時期や窓口の一覧表です)
- ・ [建築・開発等の窓口案内【手続・キーワード索引付】](#)
(建築や開発等をおこなうときに必要となる主な手続きを関連するキーワードから検索できます)
- ・ [建築基準法・条例等取扱い](#) (建築確認Q & A 含む)

② 上記①で調べてもご不明な点については、担当窓口へご相談ください。

